

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月27日

【会社名】 株式会社エス・サイエンス

【英訳名】 S Science Company, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 久永 賢剛

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座八丁目9番13号

【電話番号】 03-3573-3721

【事務連絡者氏名】 総務部長 甲佐 邦彦

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区銀座八丁目9番13号

【電話番号】 03-3573-3721

【事務連絡者氏名】 総務部長 甲佐 邦彦

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 株主割当 0円

(注)会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。

新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 46,412,937,082円

(注)募集金額は、会社法第277条の規定に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行することから無償で発行するものいたします。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2026年2月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、2025年12月15日に提出した有価証券届出書、同年12月17日、2026年1月13日、同年1月23日に提出した当該有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、これに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

- 1．事業等のリスクについて
- 2．臨時報告書の提出
- 3．資本金の増減について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第三部【追完情報】

- 1．事業等のリスクについて

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年1月23日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年1月23日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月27日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月27日)現在において変更の必要はないものと判断しております。

- 2．臨時報告書の提出

（訂正前）

「第四部 組込情報」に記載の第106期有価証券報告書の提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年1月23日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（後略）

（訂正後）

「第四部 組込情報」に記載の第106期有価証券報告書の提出日(2025年6月30日)以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2026年2月27日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（後略）

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	771,377	11,361	0	(注) 1	可決 95.481
第2号議案 株主割当による新株 予約権の無償発行の 件	756,546	27,501	0	(注) 2	可決 93.494

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本臨時株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本臨時株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。